

福岡市公報

令和7年3月31日 第7132号(別冊19)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
交通局	
○福岡市高速鉄道係員規程の一部改正(規程第18号)	1
○福岡市交通局広告取扱規程の一部改正(規程第19号)	8

交通局

福岡市高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第18号

福岡市高速鉄道係員規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道係員規程(平成16年福岡市交通事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第43条の12」に、「第44条の2－第73条」を「第45条－第73条の17」に改める。

第3条を次のように改める。

(運輸係員)

第3条 営業部における運輸係員は、次に掲げる者とする。

営業部長

営業課長

営業課乗客係長(以下「乗客係長」という。)

営業課乗客係員(以下「乗客係員」という。)

2 運輸部における運輸係員は、次に掲げる者とする。

運輸部長

運輸課長

運輸課運輸指令長(以下「運輸指令長」という。)

運輸課運輸副指令長(以下「運輸副指令長」という。)

運輸課総括運輸指令員(以下「総括運輸指令員」という。)

運転課運輸指令員（以下「運輸指令員」という。）

姪浜乗務事務所長

姪浜乗務事務所教育指導係長

姪浜乗務事務所事務助役

姪浜乗務事務所教育指導係総括乗務助役

姪浜乗務事務所教育指導係乗務助役

姪浜乗務事務所乗務係長

姪浜乗務事務所乗務長（以下「乗務長」という。）

姪浜乗務事務所乗務係総括乗務助役

姪浜乗務事務所乗務係乗務助役

姪浜乗務事務所総括乗務指導助役

姪浜乗務事務所乗務指導助役

姪浜乗務事務所乗務員

橋本乗務事務所長

橋本乗務事務所教育指導係長

橋本乗務事務所教育指導係員（橋本乗務事務所総括乗務指導助役及び橋本乗務事務所乗務指導助役を除く。以下同じ。）

橋本乗務事務所総括乗務指導助役

橋本乗務事務所乗務指導助役

橋本乗務事務所乗務係長

橋本乗務事務所総括乗務助役

橋本乗務事務所乗務助役

橋本乗務事務所乗務員

駅務管理課長

駅務管理課駅務指導係長（以下「駅務指導係長」という。）

駅務管理課駅務指導係員（以下「駅務指導係員」という。）

駅務管理課業務管理係長（以下「業務管理係長」という。）

駅務管理課業務管理係員（以下「業務管理係員」という。）

駅務管理課管区駅長（以下「管区駅長」という。）

駅務管理課管区駅副駅長及び同課天神管区駅姪浜駅長（以下「管区駅副駅長」という。）

駅務管理課管区駅事務助役（以下「管区駅事務助役」という。）

駅務管理課管区駅総括駅務助役（以下「管区駅総括駅務助役」という。）

駅務管理課管区駅駅務助役（以下「管区駅駅務助役」という。）

駅務管理課管区駅駅務員（以下「駅務員」という。）

第4条中「及びこれに付帯する全般の業務」を「に付帯する業務（運輸部長の掌理に係

るものを除く。)」に改める。

第8条から第17条までを次のように改める。

第8条から第17条まで 削除

第17条の2の見出し中「運転車両部長」を「運輸部長」に改め、同条中「運転車両部長」を「運輸部長」に改め、「業務」の次に「並びに駅務及びこれに附帯する業務（営業部長の掌理に係るものを除く。）」を加える。

第18条中「運転車両部長」を「運輸部長」に改める。

第23条及び第35条中「運転車両部長」を「運輸部長」に改め、同条中「受け、運転車両部」を「受け、運輸部」に改める。

第2章第2節中第43条の次に次の11条を加える。

（駅務管理課長）

第43条の2 駅務管理課長は、運輸部長の命を受け、運輸部駅務管理課に関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（駅務指導係長）

第43条の3 駅務指導係長は、駅務管理課長の命を受け、これを補佐し、高速鉄道の駅業務の統括、1号線の駅の管理及び運営の統括並びに1号線の駅務関係職員の業務指導及び教育訓練に関する業務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。

（駅務指導係員）

第43条の4 駅務指導係員は、駅務指導係長の指揮を受け、高速鉄道の駅業務の統括、1号線の駅の管理及び運営の統括並びに1号線の駅務関係職員の業務指導及び教育訓練に関する業務を処理する。

（業務管理係長）

第43条の5 業務管理係長は、駅務管理課長の命を受け、これを補佐し、駅業務の委託に関する業務の統括、2号線及び3号線の駅の管理及び運営の統括並びに2号線及び3号線の駅務関係職員の業務指導及び教育訓練に関する業務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。

（業務管理係員）

第43条の6 業務管理係員は、業務管理係長の指揮を受け、駅業務の委託に関する業務の統括、2号線及び3号線の駅の管理及び運営の統括並びに2号線及び3号線の駅務関係職員の業務指導及び教育訓練に関する事務を処理する。

（管区駅長）

第43条の7 管区駅長は、駅務管理課長の命を受け、管区駅に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

（管区駅副駅長）

第43条の8 管区駅副駅長（運輸部駅務管理課天神管区駅姪浜駅長を除く。）は、管区駅長の命を受け、管区駅に関する特定の業務を処理するとともに、1号線の管区駅にあつ

ては管区駅事務助役、管区駅総括駅務助役、管区駅駅務助役及び駅務員を、2号線及び3号線の管区駅にあっては管区駅総括駅務助役及び管区駅駅務助役を指揮監督し、管区駅長に事故があるとき、又は管区駅長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 2 運輸部駅務管理課天神管区駅姪浜駅長は、天神管区駅長の命を受け、姪浜駅に関する特定の業務を処理するとともに、天神管区駅事務助役、天神管区駅総括駅務助役、天神管区駅駅務助役及び天神管区駅駅務員を指揮監督する。

(管区駅事務助役)

第43条の9 管区駅事務助役は、管区駅長の命及び管区駅副駅長の指揮を受け、管区駅の庶務事務等に関する業務を処理するとともに、管区駅総括駅務助役、管区駅駅務助役及び駅務員を指揮監督する。

(管区駅総括駅務助役)

第43条の10 管区駅総括駅務助役は、管区駅長の命並びに管区駅副駅長及び管区駅事務助役の指揮を受け、管区駅駅務関係職員の教育訓練の企画調整及び実施等に関する業務並びに管区駅に関する業務を処理するとともに、1号線の管区駅にあっては駅務員を指揮監督する。

(管区駅駅務助役)

第43条の11 管区駅駅務助役は、管区駅長の命並びに管区駅副駅長及び管区駅事務助役の指揮を受け、管区駅に関する業務を処理するとともに、1号線の管区駅にあっては駅務員を指揮監督する。

(駅務員)

第43条の12 駅務員は、管区駅長の命並びに管区駅副駅長、管区駅事務助役、管区駅総括駅務助役及び管区駅駅務助役の指揮を受け、担当駅の駅務に関する業務に従事する。

第44条を次のように改める。

(保守係員)

第44条 施設車両部における保守係員は、次に掲げる者とする。

施設車両部長

技術課長

技術課工務係長（以下「工務係長」という。）

技術課工務係員（以下「工務係員」という。）

技術課軌道係長（以下「軌道係長」という。）

技術課軌道係員（以下「軌道係員」という。）

施設課長

施設課建築第1係長（以下「建築第1係長」という。）

施設課建築第1係員（以下「建築第1係員」という。）

施設課建築第2係長（以下「建築第2係長」という。）

施設課建築第2係員（以下「建築第2係員」という。）

施設課建築保全係長（以下「建築保全係長」という。）

施設課建築保全係員（以下「建築保全係員」という。）

施設課機械設備係長（以下「機械設備係長」という。）

施設課機械設備係員（以下「機械設備係員」という。）

施設課電気設備・検査係長（以下「電気設備・検査係長」という。）

施設課電気設備・検査係員（以下「電気設備・検査係員」という。）

施設課特命担当の課長（以下「建築設備担当課長」という。）

電気課長

電気課電力指令長（以下「電力指令長」という。）

電気課主査（電力指令教育担当）（以下「電力指令教育担当主査」という。）

電気課電力指令員（以下「電力指令員」という。）

姪浜保守事務所長

姪浜保守事務所保線係長

姪浜保守事務所保線係員

姪浜保守事務所電力保安係長

姪浜保守事務所電力保安係員

姪浜保守事務所信通保安係長

姪浜保守事務所信通保安係員

姪浜保守事務所主査（保守事業調整担当）（以下「姪浜保守事務所保守事業調整担当主査」という。）

橋本保守事務所長

橋本保守事務所保線係長

橋本保守事務所保線係員

橋本保守事務所電力保安係長

橋本保守事務所電力保安係員

橋本保守事務所信通保安係長

橋本保守事務所信通保安係員

橋本保守事務所主査（保守事業調整担当）（以下「橋本保守事務所保守事業調整担当主査」という。）

姪浜車両工場長

姪浜車両工場施設係長

姪浜車両工場施設係員

姪浜車両工場修車係長

姪浜車両工場修車係員

姪浜車両工場検車係長

姪浜車両工場検車係員

姪浜車両工場主査（車両運用担当）（以下「車両運用担当主査」という。）

姪浜車両工場主査（新車保守計画担当）（以下「新車保守計画担当主査」という。）

橋本車両工場長

橋本車両工場施設係長

橋本車両工場施設係員

橋本車両工場修車係長

橋本車両工場修車係員

橋本車両工場検車係長

橋本車両工場検車係員

第44条の 2 から第44条の18までを削る。

第45条を次のように改める。

（施設車両部長）

第45条 施設車両部長は、高速鉄道の保線、建築物及び設備の保守、管理及び改修、電気、車両その他これらに付帯する全般の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第45条の 2 及び第46条中「施設部長」を「施設車両部長」に改める。

第47条の見出し中「建築係長」を「建築第 1 係長」に改め、同条中「建築係長」を「建築第 1 係長」に改め、「改修（）」の次に「建築第 2 係長及び」を加える。

第48条の見出し中「建築係員」を「建築第 1 係員」に改め、同条中「建築係員」を「建築第 1 係員」に、「建築係長」を「建築第 1 係長」に改める。

第48条の 3 を第48条の 5 とし、第48条の 2 を第48条の 4 とし、第48条の次に次の 2 条を加える。

（建築第 2 係長）

第48条の 2 建築第 2 係長は、施設課長の命を受け、これを補佐するとともに、建築物の改修（次条において同じ。）に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

（建築第 2 係員）

第48条の 3 建築第 2 係員は、建築第 2 係長の指揮を受け、建築物の改修に関する業務に従事する。

第52条中「施設部長」を「施設車両部長」に改め、「出改札設備の保守、管理及び改修並びに」を削る。

第53条及び第54条を次のように改める。

第53条及び第54条 削除

第58条及び第66条中「施設部長」を「施設車両部長」に改める。

第 3 章第 2 節中73条の次に次の16条を加える。

（姪浜車両工場長）

第73条の 2 姪浜車両工場長は、施設車両部長の命を受け、1 号線及び 2 号線の車両、車両検修設備及びその関連施設の保守及び管理並びに姪浜車両基地構内における車両等の

運転に関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(姪浜車両工場施設係長)

第73条の3 姪浜車両工場施設係長は、姪浜車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、1号線及び2号線の車両検修設備及びその関連施設の保守及び管理並びに姪浜車両基地構内における車両等の運転（以下「1号線及び2号線の施設等」という。）に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(姪浜車両工場施設係員)

第73条の4 姪浜車両工場施設係員は、姪浜車両工場施設係長の指揮を受け、1号線及び2号線の施設等に関する業務を処理する。

(姪浜車両工場修車係長)

第73条の5 姪浜車両工場修車係長は、姪浜車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、1号線及び2号線の車両の全般検査、重要部検査、その他の検査及び修理並びに1号線及び2号線の車両検修設備及びその関連施設の軽易な保守及び管理並びに姪浜車両基地構内における車両等の運転（以下「1号線及び2号線の全般検査等」という。）に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(姪浜車両工場修車係員)

第73条の6 姪浜車両工場修車係員は、姪浜車両工場修車係長の指揮を受け、1号線及び2号線の全般検査等に関する業務を処理する。

(姪浜車両工場検車係長)

第73条の7 姪浜車両工場検車係長は、姪浜車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、1号線及び2号線の列車の保安、車両の3月検査、列車検査、その他の検査及び修理、車両検修設備及びその関連施設の軽易な保守及び管理並びに姪浜車両基地構内における車両等の運転及び信号取扱い（以下「1号線及び2号線の検査等」という。）に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(姪浜車両工場検車係員)

第73条の8 姪浜車両工場検車係員は、姪浜車両工場検車係長の指揮を受け、1号線及び2号線の検査等に関する業務に従事する。

(車両運用担当主査)

第73条の9 車両運用担当主査は、姪浜車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、姪浜車両基地構内における車両等の運転及び運用計画等に関する業務を処理する。

(新車保守計画担当主査)

第73条の10 新車保守計画担当主査は、姪浜車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、1号線及び2号線の新造車両の保守計画に関する業務を処理する。

(橋本車両工場長)

第73条の11 橋本車両工場長は、施設車両部長の命を受け、3号線の車両、車両検修設備及びその関連施設の保守及び管理並びに橋本車両基地構内における車両等の運転に関す

る業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(橋本車両工場施設係長)

第73条の12 橋本車両工場施設係長は、橋本車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、3号線の車両検修設備及びその関連施設の保守及び管理並びに橋本車両基地構内における車両等の運転（以下「3号線の施設等」という。）に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(橋本車両工場施設係員)

第73条の13 橋本車両工場施設係員は、橋本車両工場施設係長の指揮を受け、3号線の施設等に関する業務を処理する。

(橋本車両工場修車係長)

第73条の14 橋本車両工場修車係長は、橋本車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、3号線の車両の全般検査、重要部検査、その他の検査及び修理並びに3号線の車両に係る技術情報の管理運用及び教育訓練並びに3号線の車両の改修並びに3号線の車両検修設備及びその関連施設の軽易な保守及び管理並びに橋本車両基地構内における車両等の運転（以下「3号線の全般検査等」という。）に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(橋本車両工場修車係員)

第73条の15 橋本車両工場修車係員は、橋本車両工場修車係長の指揮を受け、3号線の全般検査等に関する業務を処理する。

(橋本車両工場検車係長)

第73条の16 橋本車両工場検車係長は、橋本車両工場長の命を受け、これを補佐するとともに、3号線の車両の保守、車両の3月検査、列車検査、その他の検査及び修理、車両検修設備及びその関連施設の軽易な保守及び管理並びに橋本車両基地構内における車両等の運転、運用計画及び信号取扱い等（以下「3号線の検査等」という。）に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(橋本車両工場検車係員)

第73条の17 橋本車両工場検車係員は、橋本車両工場検車係長の指揮を受け、3号線の検査等に関する業務に従事する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第19号

福岡市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

福岡市交通局広告取扱規程（昭和56年福岡市高速鉄道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表 1 列車内広告の表中吊広告の部を次のように改める。

中 吊 広 告	364×515	1・2号線 全車掲出	3日	4,000円から100,000円までの範囲内で、管理者が定める額
		1・2号線 全中間車掲出	3日	2,000円から67,000円までの範囲内で、管理者が定める額
		1・2号線 全車掲出	7日	8,000円から200,000円までの範囲内で、管理者が定める額

別表 1 列車内広告の表ドア上広告の部を次のように改める。

ド ア 上 広 告	257×650	1・2号線 全車掲出	1月	10,000円から239,000円までの範囲内で、管理者が定める額
	257×325	1・2号線 全1000系車掲出	1月	7,000円から120,000円までの範囲内で、管理者が定める額

別表 1 列車内広告の表に次のように加える。

車 内 デ ジ タ ル サ イ ネ ー ジ	222×393	7日	1編成あたり20,000円 ただし、複数週掲出の場合は料金を 遁減する。
--------------------------	---------	----	--

別表 2 駅広告の表ワイドボード広告の部唐人町駅掲出 7日の項の次に次のように加える。

西新駅掲出	7日	92,000円
-------	----	---------

別表 2 駅広告の表連貼広告の部を次のように改める。

天神駅及び天神南駅セット掲出	7日	235,000円
----------------	----	----------

連 貼 広 告	天神南駅セット掲出	7 日	93,000円
	博多駅掲出	7 日	86,000円から129,000円までの範囲内で、掲出位置及び枚数に応じて管理者が定める額
	天神駅掲出	7 日	160,000円から200,000円までの範囲内で、掲出位置及び枚数に応じて管理者が定める額
	天神南駅掲出	7 日	59,000円
	3号線博多駅掲出	7 日	59,000円
	全駅セット掲出	7 日	571,000円

別表 2 駅広告の表集中貼広告の部中「72,000円から108,000円までの範囲内で、掲出位置に応じて管理者が定める額」を「72,000円」に改め、同表福岡空港駅改札外壁面シート広告の部福岡空港駅2出入口 1月の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の福岡市交通局広告取扱規程別表の規定は、この規程の施行の日以後に新たに掲出される広告について適用し、同日前から引き続き掲出されている広告については、なお従前の例による。